

# 寄附金を支払ったとき



寄附をすると税金が戻ってくると聞いたのですが・・・



## 個人が支払った寄附金の控除

国や地方公共団体、特定の公共法人などに寄附をした場合は、確定申告を行うことで、所得税が還付される場合があります。

- 個人が国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し特定寄附金を支出したときは、①寄附金控除として所得から控除されます。
- 個人が支出した政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金で一定のものについては、①寄附金控除の適用を受けるか、②政党等寄附金特別控除として税額から控除するか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

### ①寄附金控除（所得控除）

寄附金控除は次の算式で計算します（右図①）。

$$\left[ \begin{array}{c} \text{その年中に支出した} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{5千円} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{c} \text{寄附金控除額} \end{array} \right]$$

注：特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

### ②政党等寄附金特別控除（税額控除）

政党等寄附金特別控除は次の算式で計算します（右図②）。

$$\left[ \begin{array}{c} \text{その年中に支出した} \\ \text{政党等に対する寄附金の} \\ \text{額の合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{5千円} \end{array} \right] \times 30\% = \left[ \begin{array}{c} \text{政党等寄附金} \\ \text{特別控除額}^* \end{array} \right]$$

\*100円未満の端数切捨て

注1：寄附金の額の合計額は原則として所得金額の40%相当額が限度です。

注2：特別控除額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

### ＜控除を受けるための手続＞

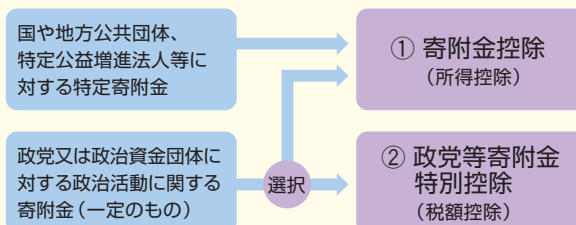
- 寄附金控除又は政党等寄附金特別控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- 政治活動に関する寄附については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」を申告書に添付することが必要です。
- その他の寄附については、寄附した団体等から寄附金の受領証などの交付を受けて、申告書に添付するか、申告書提出の際に提示することが必要です。
- なお、一定の特定公益増進法人に対する寄附や、特定公益信託の信託財産とするための支出については、その法人又は信託が適格であることなどの証明書の写し又は認定書の写しを申告書に添付するか、申告書提出の際に提示することが必要です。

#### ＜参考＞個人住民税における寄附金税額控除について

都道府県・市区町村や住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金を支出した場合は、個人住民税（翌年度）において寄附金税額控除を受けることができます。この寄附金税額控除を受けるには、所得税の確定申告又は所在地の市区町村に簡易な申告書による申告を行っていただく必要があります。

\*個人住民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に簡易な申告書による申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

詳しい手続き・控除額等については、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。



### 特定寄附金とは

- 1) 国又は地方公共団体に対する寄附金  
※学校の入学に関して寄附するものなどは特定寄附金に該当しません。次の2)及び3)においても同じです。
- 2) 指定寄附金  
公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの
- 3) 特定公益増進法人に対する寄附金  
公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの  
※特定公益増進法人一覧は、財務省ホームページ [www.mof.go.jp](http://www.mof.go.jp) をご覧ください。
- 4) 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭  
主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- 5) 認定NPO法人に対する寄附金  
特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたもの（認定NPO法人）に対する寄附金（その寄附をした人に特別の利益が及ぶものを除きます。）で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの  
※国税庁長官から認定を受けた認定NPO法人に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。
- 6) 政治活動に関する寄附金  
個人が支出した次の団体等に対する政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に該当するもの  
①政党、②政治資金団体、③その他の政治団体で一定のもの、④一定の公職の候補者

●平成25年11月30日までに支出する再チャレンジ支援のための寄附金（改正前の地域再生法に定める特定地域雇用等促進法人に対する一定の寄附金）は、特定寄附金として取り扱われます。

●特定新規中小会社の株式を払込みにより取得した場合は、一定の金額を寄附金控除として所得から控除することができます。

会社が寄附をした場合はどうなりますか？



## 法人が支払った寄附金の損金算入

国や地方公共団体への寄附金と指定寄附金はその全額が損金になり、それ以外の寄附金は一定の限度額までが損金に算入できます。

- 会社などの法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

### ① 一般の寄附金の損金算入限度額

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{2} = \left[ \text{損金算入限度額} \right]$$

◎ 資本金等の額2,000万円、所得の金額1,000万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額の計算例

$$\left[ 2,000\text{万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 1,000\text{万円} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{2} = \left[ 15\text{万円} \right]$$

注：所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

- 会社などの法人が支出した寄附金のうちに②～⑥の寄附金があるときは、それぞれ次のような取扱いになります。

### ② 国等に対する寄附金及び指定寄附金

国や地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金は、その支払った全額が損金に算入されます。

### ③ 特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- 1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- 2) 特別損金算入限度額

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{5}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

### ④ 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭は寄附金とみなされ、そのうち一定の要件を満たすもの（認定特定公益信託）は、

- ③の寄附金に含めて損金算入額を計算します。

### ⑤ 認定NPO法人に対する寄附金

認定NPO法人に対する寄附金は、③の寄附金に含めて損金算入額を計算します。

注：国税庁長官から認定を受けた認定NPO法人に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。

### ⑥ 再チャレンジ支援のための寄附金

特定地域雇用会社又は平成20年改正前の地域再生法に定める特定地域雇用等促進法人に対する寄附金で、一定の事業に充てられる寄附金は、③の寄附金に含めて損金算入額を計算します。

注1：認定地方公共団体が行う指定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。

注2：平成20年改正前の地域再生法に定める特定地域雇用等促進法人に対する寄附金は、平成25年11月30日までに支出するものについて適用されます。

### 〈損金算入するための手続〉

- 国等に対する寄附金等及び特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

### ◇ 所得税と法人税の寄附金税制の比較（主なもの）

区分	所得税	法人税
国又は地方公共団体に対する寄附金	特定寄附金として、一定の金額を所得控除 ※ 政党等に対する寄附金については、税額控除を選ぶことができます。	支出額の全額を損金算入
指定寄附金		
特定公益増進法人に対する寄附金		一般の寄附金とは別枠で寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入
特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭		
認定NPO法人に対する寄附金 <sup>(注1)</sup>		
再チャレンジ支援のための寄附金 <sup>(注2)</sup>		損金算入限度額の範囲内で損金算入
政治活動に関する寄附金		
一般の寄附金（上記以外）	所得控除されない	

注1：国税庁長官から認定を受けた認定NPO法人に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。

注2：特定地域雇用会社に対する寄附金（法人税）又は平成20年改正前の地域再生法に定める特定地域雇用等促進法人に対する寄附金（所得税・法人税）で、認定地方公共団体が行う指定の有効期間内に支出するものについて適用されます。なお、平成20年改正前の地域再生法に定める特定地域雇用等促進法人に対する寄附金は、平成25年11月30日までに支出するものについて適用されます。